

SOPA(Stop Online Piracy Act)の概要

弁護士 石新 智規

質問 1 SOPA とは何か。

SOPA(Stop Online Piracy Act)法案は、2011年10月26日に連邦議会下院に提案され、下院司法委員会で審議されたが、2012年1月20日付で審議が延期された。なお、上院にもほぼ同内容の法案が提出されており、そちらはPIPA(Protect IP Act)と呼ばれる。

質問 2 SOPA はどのような内容であったか。

SOPA は知的財産権侵害の罰則規定の厳罰化など幅広い内容を含むが、ここでは SOPA の原案を基に、主たる内容となるセクション 102 と 103 を中心に説明する。

(1)セクション 102

セクション 102 は、合衆国司法長官が「海外の侵害サイト」に関する差止訴訟を提起する権限に関する規定である。

a. 対象サイト

セクション 102 の対象となるサイトは「海外の侵害サイト」と定義されており、あるサイトのドメインネームが海外で登録されていればそれは「海外」のサイトに該当する(101(4)(5)(8))。また、「侵害」の意味については、侵害を促進する場合は「侵害」するものに該当するとされる(102(a)(2))。

b. 差止訴訟の被告

セクション 102 に規定する差止訴訟は、一次的には人に対して(in personam)提起される必要があり、具体的には①対象サイトのドメインネームの登録者または②対象サイト運営者に対して提起される必要がある(102(b)(1))。しかし、これらの者が特定できなかったり、アメリカの司法管轄外にいたりする場合には、物に対して(in rem)、具体的にはドメインネームや対象サイトを「被告」として訴訟を提起できる(102(b)(2))。

c. 命令の効力

差止訴訟が提起された場合、裁判所は「以後の外国侵害サイトとしての活動を行うことを中止する」ことを内容とする命令を発行することができる(102(b)(5))。当該命令が発行された場合、司法長官は命令書を下記の者に送付することができ、命令書を受領した者はそれぞれ下記の措置をとる必要がある。

- a) アクセスプロバイダ：DNS ブロックリング等により対象サイトへのユーザーのアクセスを制限 (102(c) (2) (A))
- b) 検索エンジン：対象サイトへのリンクを削除(102(c) (2) (B))
- c) 決済業者：対象サイトに関する決済を停止(102(c) (2) (C))
- d) インターネット広告事業者：対象サイトに関する広告業務を停止(102(c) (2) (D))

d. 免責

上記の者は、故意に上記措置をとらなかった場合は司法長官から差止訴訟を提起されるおそれがある一方(102(C) (4))、上記措置をとった場合は法的免責を受けた(102(c) (5))。

(2) セクション 103

a. 手続の流れ

セクション 103 は私人間での請求に関する規定である。以下のような流れである。

- a) 権利者が「米国の財産の窃取に専用される」サイトにつき、決済業者または広告業者に通知する(103(b) (4))
- b) 上記通知を受けた決済業者または広告業者は、権利者から上記通知があった旨を、当該サイトに対して通知する(103(b) (C))
- c) 上記決済業者または広告業者は、海賊版サイト運営者からの異議申し立て等がない場合、通知から 5 日以内に当該サイトに関する取引を停止する(103(b) (1) (2) (当該措置をとったことについては法的免責を受ける(104))
- d) 海賊版サイト運営者から異議申し立てがあった場合(103(b) (5))、または上記決済業者または広告業者が通知から 5 日以内に取引を停止しなかった場合には、a) の通知を行った権利者は上記決済業者または広告業者に対し差止請求訴訟を提起できる(103(c))

b. 対象サイト

対象サイトは「米国の財産の窃取に専用される」サイトであり、これには運営者が侵害を促すか(103(a) (1) (B) (ii) (II))、侵害に使われる「可能性が高いことの確認を避けるための意図的な行動をとっている」サイトを含む(103(a) (1) (B) (ii) (I))。

質問 3 SOPA と日本で検討されている海賊版対策には共通点はあるか。また相違点はあるか。

以下は、日本の海賊版対策に関する議論について海賊版対策タスクフォースの第 6 回までの資料を拝見し、理解できた限りでの回答になる。SOPA は広告対策など様々な手法を用いている点や、ISP によるサイトブロックリングに関する措置を含んでいる点(102(c) (2) (A))において、日本の海

著作権対策に関する議論と共通する。一方、両者には下記のような違いがある。

a. サイトブロッキングの対象サイトの範囲

日本では仮にサイトブロッキングを導入するとしても対象サイトを相当程度限定する方向性にあるのではないかと理解したが、SOPAにおけるサイトブロッキングの対象サイトの要件は、少なくとも明文上はそれほど厳しくなかった。セクション102の対象サイトは「海外の侵害サイト」であるが、特段量や割合で限定を掛ける趣旨と見られる要件がなかったため、一般的なプラットフォームについても、例えばGoogle.caやAmazon.ukのようにアメリカ外のドメインを利用するウェブサイトのごく一部に権利侵害が認められる場合(例：海賊版のCDが販売されている場合)でもこの要件を満たすと解釈される可能性があった¹。

なお、現実的にはこれらのサイトを運営する企業には資力があるので、実際にブロッキングされる等の事態に至るというよりは、これらの企業は自らのサイト上の権利侵害情報を自動的に検知する仕組み等を導入せざるを得ないことになっていたのではないかと考えられ、企業をそのように仕向けることこそがSOPAにおける差止規定の目的であったとの指摘もある²。

b. サイトブロッキングの手続

また、日本では仮に法制化する場合は権利者がISPを被告としてサイトブロッキングを求めて裁判所に訴訟を提起する手続などが想定されるものと理解したが、SOPAにおいては、司法長官がドメインネームやサイトという物を被告として訴訟を提起することが可能であった。この点は日本とアメリカの訴訟・差押に関する基本的な法制度の違いに端を発する点と考えられる。アメリカの制度については、一方当事者のみに対する審問で判決が出てそれを元にサイトブロッキング等の措置がとられるため、批判もある³。

c. 義務を課される事業者の範囲

更に、日本では検索エンジン、決済事業者、または広告事業者については、任意の協力はともかく法的義務を新たに課すことはあまり議論されていないものと理解したが、SOPAのセクション102はISPによるサイトブロッキングのみならず、検索エンジンによる検索結果からのリンクの削除、決済事業者による決済業務の停止、及び広告事業者による広告業務の停止に関する法的義務を定める内容となっていた。このうち決済事業者と広告事業者については更にセクション103が適用され、特段裁判所等の判断を経ない権利者からの通知のみを契機として、5日以内に対象サイトと取引を停止し

1 Marvin Ammori, SOPA/PIPA Copyright Bills Also Target American Sites, AMMORI.ORG (Dec. 3r, 2orr),

<http://ammori.org/2orr/r2/3r/sopapipa-copyright-bills-also-target-domestic-sites/>, archived at <http://perma.cc/5UBX-7UXB>

2 Jack M. Balkin "Old-School/New School Speech Regulation" Harvard Law Review Vol. 127:2296-2342, 2322p

3 上記 Balkin2322p

ないと訴訟に直面するリスクが発生するという、厳格なものとなっていた。

以上